

介護保険料が上がるのはなぜ？

- 介護保険料上昇の主な要因は、
- ①65歳以上の方の介護給付負担割合の上昇
 - ②被保険者数の減少・要介護認定者の増加
 - ③新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始などがあります。

介護保険料が改定されます

第7期計画による介護サービス費用の見直しに伴い、65歳以上の方に納めていただく介護保険料が変更になりました。市全体における総人口の減少に伴って、保険料を負担する高齢者人口も減少している反面、介護サービスを必要とする人の割合は増加傾向となっていることから、第6期(平成27～29年度)に比べ、**介護保険料の月額基準額が引き上げ**となります。

市は負担してくれないの？

介護サービス費用の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるために、市は介護給付費準備基金を取り崩し、皆さんの介護保険料の負担を軽減しています。また、所得の低い世帯には第6期から国、道、市が負担し、保険料の軽減を行っています。



第7期赤平市
高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

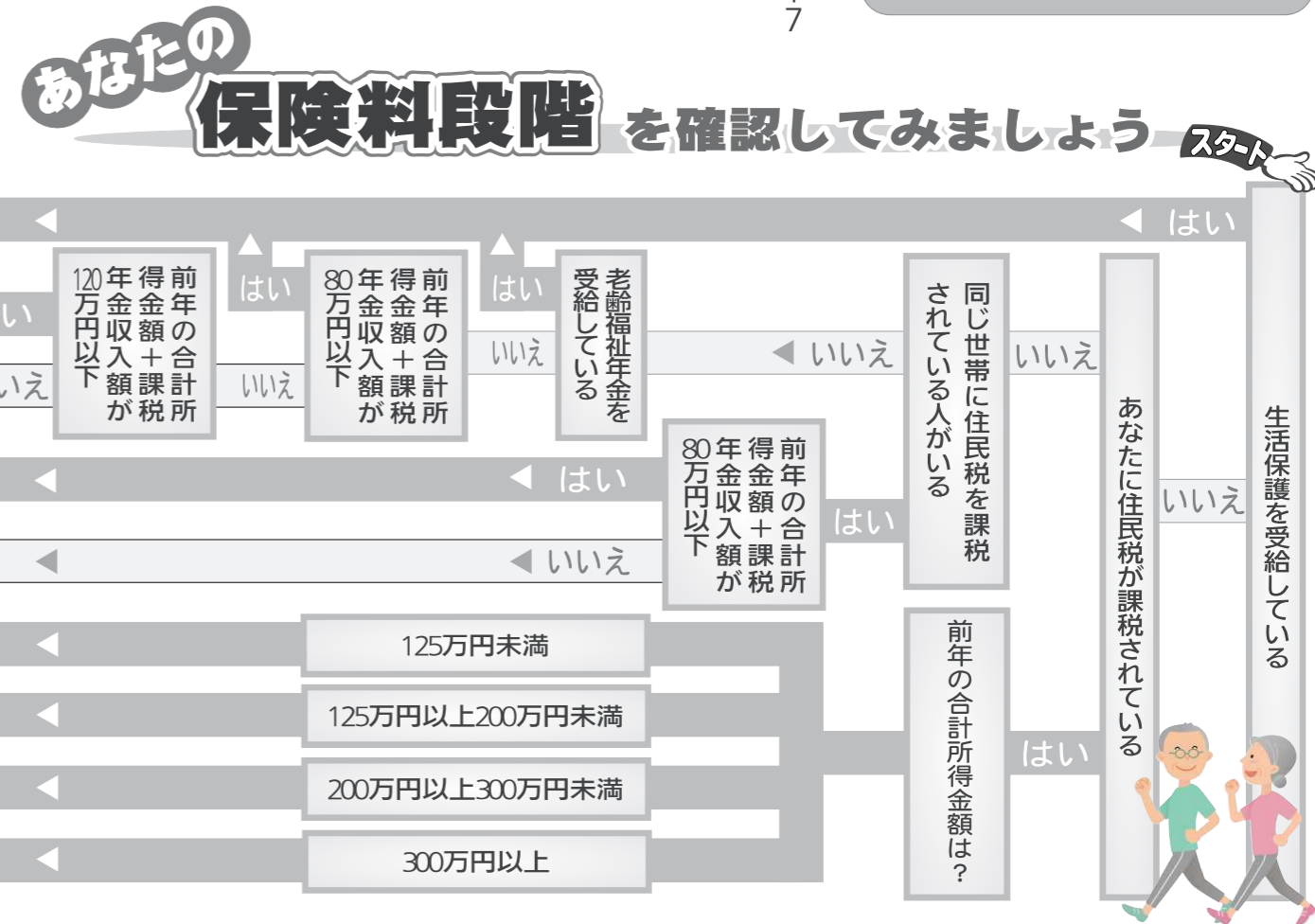
市では介護保険事業や様々な高齢者福祉サービスの基本的な方針となる本計画について3年に一度見直しを行っています。
平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間として新たな第7期計画がスタートしました。

65歳以上の方にお知らせ 介護保険制度

【問合せ】介護健康推進課
介護保険係 ☎ 32・2217

第7期 平成30～32年度 所得段階別保険料額

所得段階	対象者	年間保険料 平成30年度
第1段階	生活保護を受給している人、世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給している人、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	28,500円 (基準額×0.45)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	44,300円 (基準額×0.70)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	47,500円 (基準額×0.75)
第4段階	世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	57,000円 (基準額×0.90)
第5段階	世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	63,300円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	72,800円 (基準額×1.15)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	82,300円 (基準額×1.30)
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	98,200円 (基準額×1.55)
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の人	107,700円 (基準額×1.70)



基準額の算出方法

平成27年度～平成29年度は、
年額 59,700円・月額 4,980円でした。

赤平市の保険料の基準額
(平成30年度～平成32年度)
63,300円(年額)
5,280円(月額)

赤平市に必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分23%

赤平市に住む65歳以上の方の人数

介護保険料以外の主な変更内容

- 高所得層の負担割合が3割に引き上げられます。(平成30年8月から)
- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応のための体制整備を進めます。(平成30年4月から)

